

2 障害児通所支援について

「児童発達支援ガイドライン」の概要

ガイドラインの策定

○ 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。

児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

障害児通所支援について 1

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ ガイドラインの趣旨

◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

障害児通所支援について 2

障害児通所支援事業に係る自己評価について

趣旨

基準省令改正に伴い、**児童発達支援（平成30年4月から）及び放課後等デイサービス（平成29年4月から）**については、効果的なサービスの質の向上を図る観点から、基準等に評価項目を規定し、当該項目に基づいた評価を行うことを義務付け、**質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表し、その公表方法及び公表内容について県に届け出なければならない**旨を規定

対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス（※医療型児童発達支援は対象外）

公表の方法等

利用者や保護者に向けて、ホームページや会報等で公表

公表の方法等の届出

公表の方法及び公表内容について県へ届出が必要（今年度は令和3年2月末までに届出が必要）

自己評価結果未公表減算（平成30年度報酬改定）

- 自己評価結果の公表及び県への届け出が提出されない場合、減算
- 算定される単位数 85 / 100（基本報酬）
- 減算となる期間及び対象
届出がなされていない月から、当該状態が解消されるに至った月まで障害児全員について減算
- 適用開始月 平成31年4月1日

障害児通所支援について 3

障害児通所支援事業に係る自己評価について

①職員による自己評価

- 事業所の職員が「**事業所向け児童発達支援自己評価表**」を用いて、事業所支援の評価を行う。
その際、「はい」、「いいえ」等にチェックするだけでなく、各項目について「工夫している点」、課題や改善すべき点等について自己評価する。

②保護者等による評価

- 事業者から保護者等に対して、「**保護者等向け児童発達支援評価表**」を配布してアンケート調査を行う。
保護者等から回答をとりまとめ、「御意見」欄の記述も含め集計する。

③事業所全体による自己評価

- 事業所の職員による自己評価及び保護者等による事業所評価の結果を踏まえ、職員全員で討議し、項目ごとに評価を行う。特に、「課題や改善すべき点」について、認識をすり合わせる。
- 職員間で認識が共有された課題や改善すべき点について検討を行い、速やかに改善の対応を図る、若しくは、改善目標を立てる。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。
- 討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果を十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。

④自己評価結果の公表及び県への届出

- 事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果（公表）」を公表する。
- 併せて、「保護者等からの事業所評価の集計結果」を公表する。
- 自己評価結果の公表方法及び公表内容を県へ届出

スケジュール（届出期から逆算）

①職員による自己評価
～令和3年11月中旬



②保護者等による評価
～令和3年12月中



③事業所全体による自己評価
～令和4年1月中



④自己評価結果の公表及び県への届出
・自己評価結果の公表
～令和4年2月中旬
・県への届出
～令和4年2月中

支援の改善

障害児通所支援について 4

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～

【令和3年10月】

障害児通所支援は、平成24年度から約10年で事業所数等が飛躍的に増加。身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討。令和3年6月から計8回開催。7団体からのヒアリングも行い、報告書を取りまとめた。

構成員

秋山 千枝子 ○有村 大士 市川 宏伸 小川 陽 小川 正洋 ○柏木 登峰 加藤 正仁 菊池 紀彦	あきやま子どもクリニック院長・小児科医 日本社会事業大学 准教授 (一社)日本発達障害ネットワーク 理事長 (特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長 柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長 淑徳大学 教授 (一社)全国児童発達支援協議会 会長 三重大学 教授	北川 聡子 末光 茂 高橋 朋生 田中 聡一郎 又村 あおい 山川 雅洋	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長 (一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 駒澤大学 准教授 (一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
--	--	---	--

○座長、○座長代理 (五十音順・敬称略)

障害児通所支援の利用の現状

- ◆平成26年度比で、児童発達支援は2.2倍・放課後等デイサービスは3.2倍(令和元年度)と、**他の社会保障給付費(医療・介護は1.1倍)と比較しても大きな伸び**。(発達障害の認知の社会的広がりや女性の就労率の上昇等が背景と考えられる。)
- ◆年齢別利用率では、5歳児で人口の3.7%。一方、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」子どもは小学校で7.7%。**まだ顕在化していない支援ニーズがある可能性**。
- ◆一方、障害のある子どもにとって、児童期から適切な発達支援を受けて成長していくことは、**安心感や自尊心等を育むこと**で持てる**能力の発揮に著実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防に繋がるもの**であり、社会全体から見て**とても大きな意義**がある。

障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要

今後の検討に向けた基本的な考え方

障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の、**これまでの障害児支援に係る検討の基本理念に引き続き立脚**。その上で、以下の基本的な考え方に立って、障害児通所支援の検討を進める必要。

- ◆ **障害のある子ども達の自己肯定感を高め、多様性が尊重される中でその子らしさが発揮されるような支援が重要な役割**。
- ◆ 障害児も同じ「子ども」であり、**障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要**。
- ◆ **保護者支援**として、障害を含めその子のありのままを肯定していくプロセスや、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する保護者をしっかりサポートすることも障害児通所支援の大切な役割。

障害児通所支援について 5

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要②～

【令和3年10月】

1. 児童発達支援センターの在り方

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、**地域の中核的な支援機関として①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④発達支援の入口としての相談機能を制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく。**
- 平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化した。センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通じた発達支援が十分できない現状を踏まえ、**障害種別に関わらず身近な地域に必要な発達支援を受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向で必要な制度等を手当**。
※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方

- 児童発達支援・放課後等デイサービスには、総合的な発達支援、特定プログラムに特化した支援等、支援内容・提供時間も様々となっており、中には学習塾や習い事に類似した支援もみられる。
⇒ 次期報酬改定に向け、**発達支援の類型に応じた人員基準・報酬の在り方**を検討し、**支援時間の長短(親の就労対応も含む)が適切に評価**されるよう検討。(発達支援として相応しいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しを検討。)
- 放課後等デイサービスについては、**専修学校・各種学校に通学する障害児も発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする**方向で検討。

3. インクルージョンの推進

- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、**保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討**。
- 保育所等訪問支援については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、**支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等**を検討。
- 児童発達支援等と保育所等で、**障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援を可能とする**方向で、必要な見直し・留意点等を検討。

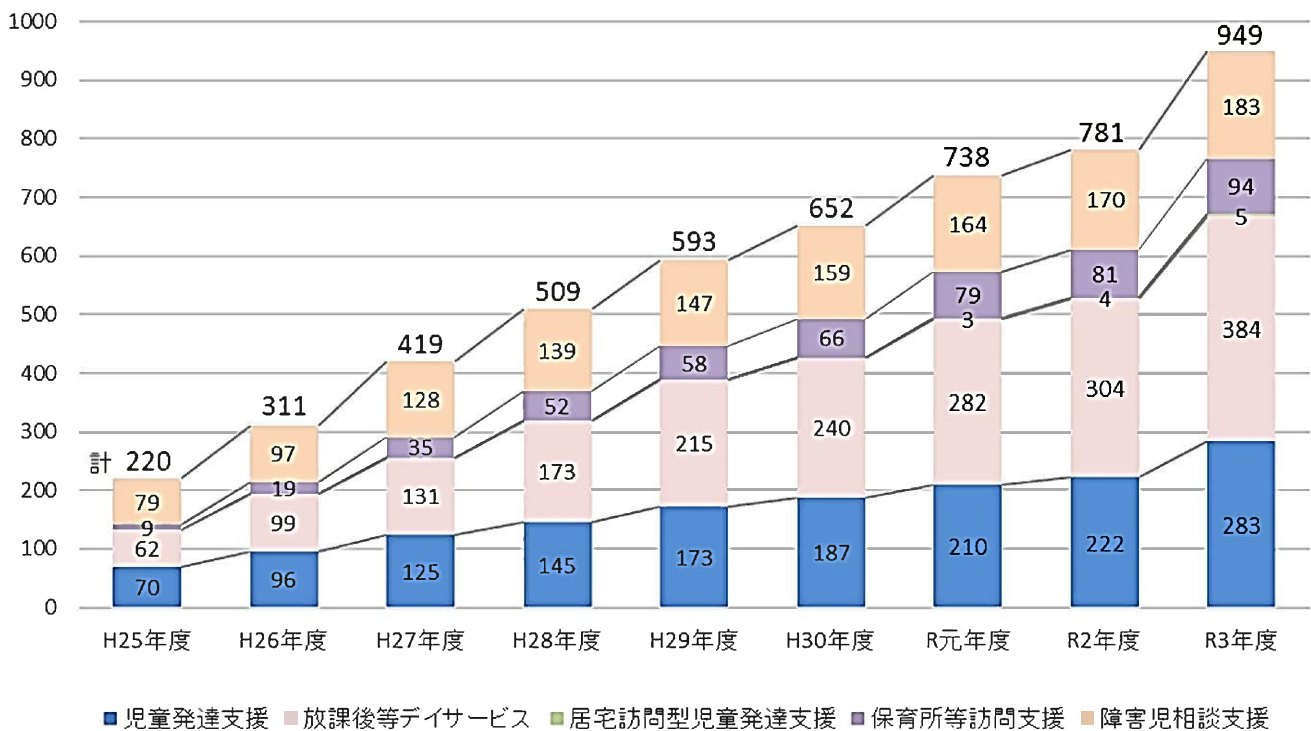
4. その他(給付決定、事業所指定、支援の質の向上等)

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標(いわゆる「5領域11項目」)。日常生活動作の介助の必要度が中心では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、**当該調査指標や、給付決定プロセスを見直し**(一部類型はセンター・相談支援事業所のアセスメントを組込む等)。
- 事業所の指定(総量規制の判断)に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、**障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着目した見込み方**を検討。
- **地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、センターが地域の中核となって、①地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、②市町村や自立支援協議会との連携、③各事業所の自己評価・保護者評価の結果の集約を通じた事業所の強み・弱みの分析・改善(地域の関係者等も参画)、④事業所の互いの効果的な取組の学び合い等**の取組みを進める方向で検討。

障害児通所支援について 6

本県における障害児通所支援事業所数の推移

※各年度4月1日時点



障害児通所支援について 7

児童発達支援について

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○提供するサービス

児童発達支援

○身近な地域における通所支援

・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

障害児通所支援について 8

児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- 児童指導員及び保育士 4:1以上
- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- 児童指導員及び保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定)

■ 児童発達支援センター

- 難聴児・重症心身障害児以外 778～1,086単位
- 難聴児 975～1,384単位
- 重症心身障害児 924～1,331単位

■ 児童発達支援センター以外

- 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486～885単位
- 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404～754単位
- 重症心身障害児 837～2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(I)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算(II)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算(I)(II)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算
 ・事業所内相談支援加算(I)(個別) 100単位
 ・事業所内相談支援加算(II)(グループ) 80単位

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算
 ・理学療法士・保育士等 22～374単位
 ・児童指導員等 15～247単位
 ・その他従業者(資格要件なし) 11～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員を加配した場合に加算
 ・理学療法士・保育士等 22～374単位
 ・児童指導員 15～247単位

■ 看護職員加配加算(I)(II)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算
 ・1人加配 80～400単位
 ・2人加配 160～800単位

○ 事業所数

8,408 (国保連令和 3年 3月実績)

○ 利用者数

139,978 (国保連令和 3年 3月実績)

障害児通所支援について 9

放課後等デイサービスについて

○ 事業の概要

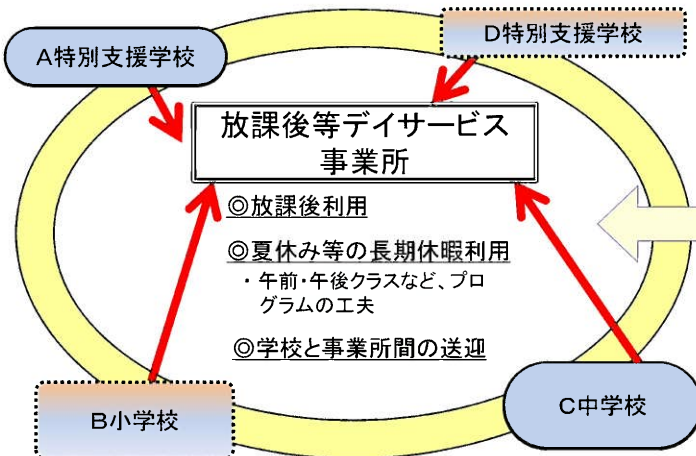
- 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
 (* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○主な人員配置

- 児童指導員及び保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬(利用定員等に応じた単位設定)		注) 30分以下の支援は報酬の対象外となる。
■ 授業終了後 ・重症心身障害児以外 302～604単位 ・重症心身障害児 686～1,756単位	■ 休業日 ・重症心身障害児以外 372～721単位 ・重症心身障害児 810～2,038単位	
※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。		
■ 主な加算		
■ 個別サポート加算(Ⅰ) → ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位 ■ 個別サポート加算(Ⅱ) → 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位 ■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ) → 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算 ・事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位 ・事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位	■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定) → 基準人員に加えて、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算 ・理学療法士・保育士等 75～374単位 ・児童指導員等 49～247単位 ・その他従業者(資格要件なし) 36～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む)	
	■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定) → 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等を加配した場合に加算 75～374単位	
	■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定) → 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算 ・1人加配 133～400単位 ・2人加配 266～800単位	

○事業所数 15,994 (国保連令和 3年 3月実績) ○利用者数 252,104 (国保連令和 3年 3月実績)

居宅訪問型児童発達支援について

○事業の概要

- ・ 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

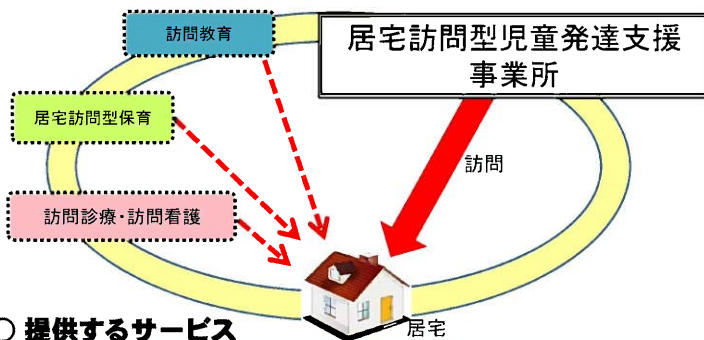
○対象児童

重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児

◆対象となる障害児の例

- ・ 重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児
- ・ 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する児
- ・ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児 等

(※) 単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須



○提供するサービス

- ◆ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。
【具体的な支援内容の例】
 ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

居宅訪問型児童発達支援

○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○サービス内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。

○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

1,035単位

■ 主な加算

■ 訪問支援員特別加算(679単位)

→ 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

■ 通所施設移行支援加算(500単位)

→ 利用児童に対し、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に加算(1回を限度)

○事業所数 88 (国保連令和 3年 3月実績)

○利用者数 254 (国保連令和 3年 3月実績)

障害児通所支援について 13

保育所等訪問支援について

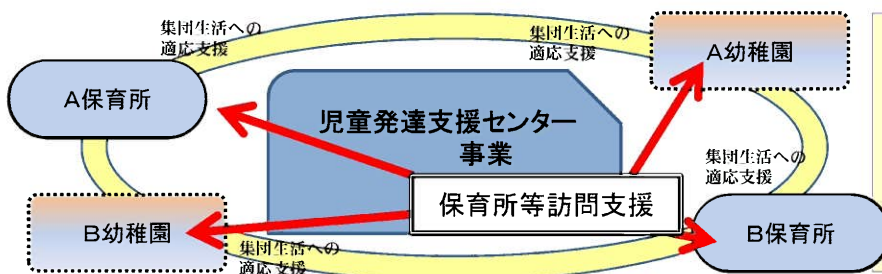
○事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加)乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
〔①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

障害児通所支援について 14

保育所等訪問支援

○対象者

■ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児（平成30年度から、乳児院及び児童養護施設に入所している障害児を対象に追加）。

○サービス内容

■ 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○人員配置

■ 訪問支援員
■ 児童発達支援管理責任者 1人以上
■ 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬	
1,035単位	
■ 主な加算	
■ 訪問支援員特別加算(679単位) → 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算	■ 初回加算(200単位) → 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

○事業所数 985（国保連令和 3年 3月実績） ○利用者数 8,894（国保連令和 3年 3月実績）

これまでの障害児支援関連施策の経緯

昭和23年	児童福祉法施行
25年	身体障害者福祉法施行
35年	精神薄弱者福祉法施行（平成10年に「知的障害者福祉法」）
36年	日本心身障害児協会（島田療育園）に重症心身障害児の療育研究を委託
40年	肢体不自由児施設における母子入園の制度化
41年	国立療養所に重症心身障害児（者）の委託病棟を設置
42年	重症心身障害児施設を児童福祉施設として位置づけ（児童福祉法の改正）
44年	肢体不自由児通園施設の制度化
47年	心身障害児通園事業の制度化
50年	難聴幼児通園施設の制度化
54年	心身養護学校への就学等の義務化（昭和48年公布の政令の施行）
55年	障害児総合通園センターの制度化
平成2年	心身障害児（者）施設地域療育事業（短期入所等メニュー）制度化 重症心身障害児（者）通園モデル事業開始
15年	支援費制度の施行（身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の改正） * 障害児の場合、居宅サービスのみ支援費制度に移行（施設サービスは措置制度）
17年	発達障害者支援法施行
18年	障害者自立支援法施行 * 契約制度の導入（ただし、障害児の場合、保護者が不在、虐待等により契約が困難な場合に「措置」を適用）
23年	改正障害者基本法の成立、「療育」に関する規定の新設
24年	改正児童福祉法の施行（障害児支援の強化等）、障害者虐待防止法の施行 子ども・子育て支援法の成立
25年	障害者差別解消法の成立、改正学校教育法施行令の施行
平成28年	超党派の議員立法により、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立
平成28年	障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立
令和3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

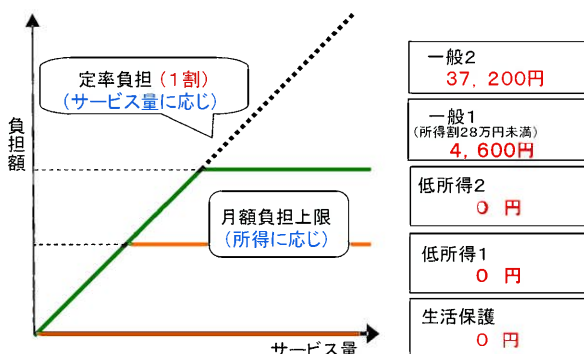
施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

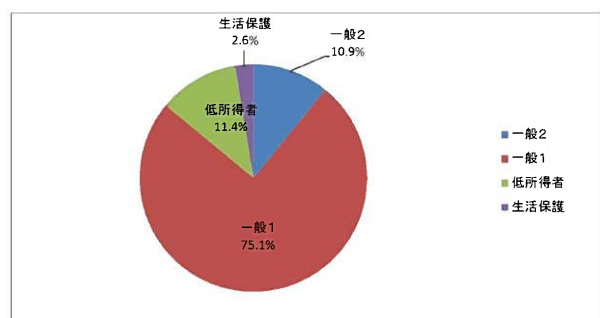
障害児通所支援について 17

利用者負担の軽減措置について ～居宅・通所サービスの場合【障害児】～

- 障害児サービスの利用者負担については、保護者の負担能力に応じて、月額負担上限額を設定。
- 居宅・通所サービスの場合、利用者の約75%の負担上限額が月額4,600円に設定されている。



所得区分	令和3年3月				
	利用者数 (人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	42,935	10.9%	46.9	3.3	7.04%
一般1	296,752	75.1%	375.0	8.2	2.18%
低所得者	45,066	11.4%	63.6	—	—
生活保護	10,238	2.6%	15.4	—	—
計(平均)	394,991	100.0%	500.8	11.5	2.29%



- 一般：市町村民税課税世帯
- 低所得2：市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- 低所得1：市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- 生活保護：生活保護世帯

障害児通所支援について 18